

共済だより

令和7年10月号

No.303



滑川ほたるいかマラソン (滑川市)

おもな内容

- 組合会議員及び市町村長側理事の補欠選挙並びに理事長選挙の結果について……………1
- 「資格確認書」交付のご案内……………1
- 退職等年金給付（年金払い退職給付）に係る基準利率と年金現価率が変わります……………2
- 共済組合事務局職員の募集……………2
- 各種健診を受けましょう……………3
- 令和6年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ……………4
- ジェネリック医薬品の差額通知結果について……………4
- セルフメディケーション税制について……………4
- コラム 運動する習慣をつけて心を強くする……………5
- コラム フレイル・ロコモ対策で健康寿命を延ばそう……………6
- ご存知ですか？障害厚生年金……………7
- 60歳からのライフプランセミナー(宿泊型)を開催しました……………8
- 夏休みの思い出作り 親子体験学習……………8
- ミドルライフプランセミナーを開催しました……………8
- 「冬のリフレッシュサーブス」のお知らせ……………9
- メンタルヘルスカウンセリング……………9
- 共済貯金の払戻日予定表……………9
- くらしの傷害保険加入募集のご案内……………10

※保養所 グリーンビュー立山

「秋・冬限定 特別クーポン券」「平日割引加算クーポン券」は、裏表紙に掲載されております。

「秋・冬限定 特別クーポン券ランチ&温泉用」は、折込みチラシに掲載されております。

題字は理事長 出町 謙

富山県市町村職員共済組合

ホームページ <https://www.toyama-ctvkyo.or.jp>

組合会議員及び市町村長側理事の補欠選挙並びに 理事長選挙の結果について



理事長 出町 謙
(高岡市長)

当共済組合の理事長であった角田悠紀（前高岡市長）が、去る7月11日付けで退任されたことに伴う「市町村長が選挙する議員の選挙区」第1選挙区の組合会議員の補欠選挙を8月27日に、市町村長側理事の補欠選挙を同月28日に、理事長選挙を同月29日に行ったところ、出町謙高岡市長が新組合会議員、新理事及び新理事長に選任されました。

「資格確認書」 交付のご案内

令和6年12月2日で従来の組合員証・組合員被扶養者証（以下、組合員証等）の新規発行が終了となり、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）での受診を基本とした仕組みへ移行することに伴い、現行の組合員証等は令和7年12月2日以降利用できなくなります。

現行の組合員証等を使用している方で、マイナ保険証をお持ちでない方については、共済組合より令和7年12月2日交付日の資格確認書を交付します（発送は令和7年11月中～下旬を予定しています）。
※マイナ保険証をお持ちの方については、「資格確認書」は交付されません。

※なお、利用できなくなった組合員証等の共済組合への返却は不要となりますので、ご自身で破棄いただきますようお願いいたします。

「資格確認書」が届いたら、内容をよく確認して、大切に保管してください

「資格確認書」は、氏名、組合員等記号・番号、組合の名称、有効期限などが記載されています。なお、有効期限は最大で5年間で、その範囲内で共済組合が設定することとされていることから、令和7年12月2日以降交付のものについては、一律令和12年12月1日*としています。医療機関等で保険診療を受ける場合に必要となりますので、大切に保管してください。

※有効期限より前に被扶養者の認定要件の確認等が発生する方は、その日付となります。

Q & A

Q 資格確認書を持っていますが、途中でマイナ保険証が使えるようになりました。その場合どちらを使えばよいですか？

A マイナ保険証での受診が困難などの特別な事情がある方（要配慮者）を除き、マイナ保険証で受診してください。なお、資格確認書については共済組合へ返却してください。

Q マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎました。マイナ保険証の使用はどうなりますか？

A 有効期限切れから3ヶ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます（ただし保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はされません。お住まいの市町村にて手続きをお願いします。）。なお、有効期限切れから3ヶ月間経過後は、マイナ保険証が使用できなくなります。更新・再発行の手続きがされなかった場合、マイナ保険証の使用ができなくなってから最短で1ヶ月程度で資格確認書を交付します。

当共済組合の長期給付が適用される
一般組合員の皆様へ

退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る 基準利率と年金現価率が変更になります

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する利子計算に用いる基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を定めることとされています。

これとあわせ、年金額計算に用いられる終身年金現価率及び有期年金現価率も基準利率を算定基礎とするため変更されます。

本年は基準利率が0.49%となり、終身年金現価率および有期年金現価率の値も変更となります。なお、令和5年度に財政再計算が行われたことに伴い、基準利率については、積立剰余を財源として加算率0.08%を加算しています。

過去から現在までに適用される基準利率、終身年金現価率並びに有期年金現価率については、下記の地方公務員共済組合連合会のホームページに掲載されていますのでお知らせいたします。

本年10月に退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る「基準利率」 及び「(終身・有期)年金現価率」の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会のトップページ)

「トップページ」の「年金関連情報⇒年金財政関係

⇒年金払い退職給付(退職等年金給付)

⇒地共連の定款で定める事項(基準利率等)からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

共済組合事務局職員の募集

当共済組合では、令和7年度共済組合職員採用試験を次のとおり実施します。

採用予定人員	1名程度	申込方法	専用の申込書に必要な書類を添えて持参又は郵送で申し込んでください。(申込書は、当組合総務課窓口で交付を受けるか、返信用封筒を同封のうえ郵便で送付を依頼する又はホームページからダウンロードしてください。)
採用予定日	令和8年4月1日	受付期間	令和7年9月8日(月)～令和7年10月24日(金) (郵送による申込みについても、10月24日(金)必着です。)
職務内容	県内市町村の職員の福利・厚生業務(医療・年金・福祉業務等)	受け付け・問い合わせ先	富山県市町村職員共済組合 総務課 〒930-0871 富山市下野995-3 富山県市町村会館内 電話 076-431-8031
受験資格	平成2年4月2日以降に生まれた者で令和8年3月までに学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認める者		
第1次試験	試験日：令和7年11月16日(日) 会場：富山県市町村会館 101・102研修室 試験内容：教養試験・事務適性検査・ 作文試験		
第2次試験 (一次試験合格者のみ)	試験日：令和7年12月4日(木) 試験内容：面接試験		

～各種健診を受けましょう～

特定健康診査

今年度の健診
まだ間に合います！



◎健診を受けることはご自身の健康管理の第一歩です。

ご自身の健康状態の把握・生活習慣病の早期発見のため、年に1回は必ず健診を受けましょう。

40歳から74歳までの被扶養者の皆様の特定健康診査は、5月下旬にお送りしました「特定健康診査受診券」で受けることができます。お早めに受けていただくよう、組合員の皆様からお声がけください。

実施機関によって受診できる期間が異なりますので、直接実施機関へご確認ください。受診できる期間が受診券の有効期限より短い場合がありますので、ご注意ください。

●紛失した場合は？ → 再交付できます

組合員がお勤めの市町村の共済組合事務担当課を通じて再交付申請の手続きをお願いします。

●年度途中で認定されたら？ → 交付申請できます

組合員がお勤めの市町村の共済組合事務担当課を通じて交付申請の手続きをお願いします。

●定期的に通院していても健診が必要？ → 通院中の方も対象です

特定健康診査は生活習慣病（心臓病・腎不全・脳卒中など）を防ぐため、そのリスクを発見する検査です。治療のための検査とは異なる場合がありますので、主治医にご相談のうえ、健診を受けましょう。

◎健診は受けて終わりではなく、生活習慣を見直すチャンスです。 「特定保健指導」を利用しましょう。

対象となられた方には特定保健指導を受けていただく「特定保健指導利用券」を随時送付します。専門家のアドバイスを受けながら、生活習慣改善に向けて取り組みを始めましょう。

利用券が届いたら
お早めにご予約を！

施設型、遠隔型、オンライン型の中からお選びください。

(詳しくは利用券送付時のご案内をご覧ください。)

オンライン型保健指導は、「Wellmira (ウェルミラ)」、「RIZAP (ライザップ)」の2つの実施機関から選択できます。オンライン形式で夜間や休日(委託実施機関によって異なります。)にも面談を受けることができます。

歯科健診

12月末まで



歯科健診を受けて、オーラルフレイルを予防しましょう！

歯とお口の機能低下を「オーラルフレイル」といい、全身の筋肉や心身の活力の衰え(フレイル)や要介護が進む原因の一つとも言われています。

今年度に27・32・37・42・47・52・57歳に達する組合員の皆さまは、5年に一度の受診できるチャンスです。昨年度に特定健康診査等を受けられた被扶養者の方も含めて、対象の方には6月下旬にご案内しております。

お口と体の健康のためにもぜひ歯科健診助成事業をご利用ください！

令和6年能登半島地震に係る災害により 被災された皆様へ

～災害見舞金の請求はお済みでしょうか？～

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。令和6年能登半島地震に係る災害見舞金の時効が近づいております。未請求の方は、令和7年12月31日までに提出をお願いいたします。

支給申請の手続きなど詳細については、勤務先の市町村等の共済組合担当課または共済組合年金福祉課にお問い合わせください。



ジェネリック医薬品の差額通知結果について



当共済組合では、組合員の医療費等における自己負担の軽減と医療費の適正化を図ることを目的に、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。

令和6年度には、ジェネリック医薬品に切り替えることで200円を超える自己負担の軽減が見込める方を対象に差額通知を送付しました。ジェネリック医薬品差額通知送付による令和6年度の薬剤費の削減効果は、累計 **679,045円**となりました。

今後、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため差額通知を送付します。通知が届いたときはぜひジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行った方が、特定の成分を含んだスイッチ OTC 医薬品を1年間（1月1日～12月31日）に12,000円以上を購入した場合、確定申告すると12,000円を超えた金額（上限88,000円、生計を一にしている家族の分も含まれます）について、所得控除を受けることができる制度です。通常の医療費控除との併用はできません。

詳細については、[厚生労働省のホームページ](#)をご覧ください。

セルフメディケーション

税 控除 対象



このマークが
商品についています

※10月号に折り込みの『家庭用常備薬等斡旋』でもセルフメディケーション税制の対象商品を取り扱っています。ぜひご利用ください。

ココロを守る 生活習慣

監修 ● 公認心理師 上野 幹子

運動する習慣をつけて 心を強くする

運動する習慣がある人は、そうでない人に比べてうつ病になりにくいことがあきらかになっています。この機会に運動する習慣をつけて心を強くしましょう。

運動はストレスと反対の作用を脳に与える

うつ病は心の病気といわれますが、実際はストレスによって脳機能に変調が起こっている状態です。

そのメカニズムは解明されていませんが、過度のストレスによって、精神を安定させる脳内神経伝達物質のセロトニンや、脳の神経細胞を増やす神経栄養因子が減少したり、感情のコントロールに関係する脳の海馬が委縮すると考えられています。

適度な運動にはこうしたメカニズムと反対の作用、つまりセロトニンや神経栄養因子を増やしたり、海馬の萎縮を抑える作用があります。また、運動にはストレスそのものを減らす効果などもあり、運動を習慣にすることでうつ病になりにくい心づくりに役に立ちます。



！
運動を習慣にすると
相乗効果で心が強くなる

自分が心地よいと感じる運動を見つけて、続けてみよう

どんな運動をどれくらいすればよいかは解明されていませんが、さまざまな運動でうつ病を防ぐ効果が認められています。自分が心地よいと感じる運動をいくつか見つけて、スキマ時間や休日などに取り入れてみましょう。

ウォーキングなどの有酸素運動

ウォーキングやジョギングなどの有酸素運動は手軽にできて効果的。セロトニンの分泌も促すとされている。

筋トレ

気持ちを前向きにさせる。有酸素運動と組み合わせると、より効果が期待できる。

ストレッチやヨガ

心身のリラックス効果が高い。ストレッチは寝る前に行うと睡眠の質を上げることにつながる。

スポーツやダンス、太極拳など

一緒に取り組む仲間がいると続けやすく、うつ対策の効果も高い。



疲れるほど行わず、「スッキリした！」と思えるくらいでOK。軽い運動でもよいので継続することが大切。



フレイル・ロコモ対策で健康寿命を延ばそう

平均寿命が延びた現代にあつては、重視すべきは「健康で過ごすことのできる期間(健康寿命)」です。健康寿命は足腰が丈夫なほど長くなる傾向にあり、それまでの生活習慣によって個人差が顕著に現れます。今から、生活の中に運動習慣をとりいれましょう。

「フレイル」が老化を加速させる

高齢期に身体機能や心身の活力が低下する状態を「フレイル」といいます。フレイルは身体的・精神的・社会的な側面に起因し、足腰に自信がなくなる→動くことがめんどろになる→閉じこもり栄養バランスが低下する、といった悪循環が老化を加速させます。

フレイルは、放置すると「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」などへ至り、最終的には要介護状態に進みます。フレイル対策としては、変わったことをする必要はありません。ふだんから積極的に動き、栄養バランスに注意して食事をするを心がけましょう。

閉じこもり
栄養バランスが
低下する

足腰に
自信が
なくなる

動くことが
めんどろに
なる



こんなことはありませんか？ 1つでも当てはまるとロコモの心配が…

片脚立ちで靴下が履けない

家の中でつまずいたり、すべったりする

階段を上がるのに手すりが必要

掃除機の使用、布団の上げ下ろしなどが困難

2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難

15分くらい続けて歩くことができない

横断歩道を青信号で渡りきれない

出典：ロコモ チャレンジ！推進協議会 公式HP「ロコモONLINE」

バランス能力をアップ

片脚立ち

床につかない程度に片脚を上げて1分間キープ(左右交互)。1日3回行いましょう。



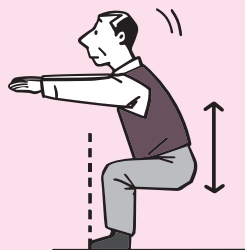
※転倒防止のためつかまるものがある場所で行うこと

出典：ロコモ チャレンジ！推進協議会 公式HP「ロコモONLINE」

下肢筋力をアップ

スクワット

膝がつま先より前に出ないように体をしずめ、深呼吸をするペースで5~6回繰り返す。1日3回行いましょう。



ロコモに不安を感じたら、足腰のトレーニングを始めよう

ロコモは、骨や関節、筋肉などの運動器の衰えが原因で、立つ・歩くといった機能(移動機能)が低下している状態のことをいいます。上記のチェックに該当したら、足腰が衰えている可能性があります。無理のない範囲で左のトレーニングを始めるようにしましょう。

なるべく自分の脚で歩くことが予防になります。時間と体力に余裕がある場合は、あえて歩く選択が後の健康寿命につながります。積極的に歩いていきましょう。

ご存知ですか？障害厚生年金

～万が一、病気やけが等で障害の状態となってしまうたら～

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件^(※)を満たした方が、組合員期間中に初診日のある傷病により障害等級が3級以上に該当する程度の障害の状態となったときに支給されます。障害等級が1級または2級に該当する程度の場合には、原則、国民年金の障害基礎年金も支給されます。

※次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ① 国民年金の保険料納付済み期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めなければならない期間（20歳から初診日のある月の前々月までの期間）の3の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

○障害厚生年金の要件について

次のいずれかに該当したときは、障害厚生年金を受ける権利が発生します。

- ① 障害認定日において障害の状態にあるとき
組合員期間中に初診日^(注1)があり、かつ、障害認定日^(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態^(注3)にあるとき
- ② 障害認定日後に障害の状態になったとき（事後重症制度）
障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態となったとき
- ③ 他の障害と併合して初めて障害の状態に該当したとき（基準障害制度）
組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準障害」と、その他の傷病（基準傷病の初診日以前の傷病に限る。）による障害とを併合して障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態となったとき
(注1) 初診日とは、その傷病についてはじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日。または、その期間内に傷病が治った日または症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。
(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県などから交付される身体障害者手帳等の等級とは異なり、厚生年金保険法で定められている等級となります。

○手続きなどについて

共済組合又は日本年金機構（最寄りの年金事務所）にお問い合わせください

上記要件に該当すると思われるときや障害の状態になってしまったと思われるときは、お早めにお問い合わせください。初診日に適用されていた年金制度や実施機関によって手続き等が異なります。一般組合員等は共済組合に、短期組合員の方は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

※共済組合にお問い合わせいただく場合には、所属所の共済組合事務担当者を経由することが原則です。

ご注意ください

手続きが遅れると提出書類等が複雑となります。診療録の保存期限の関係などで、診断書等の提出がいただけない場合などは、仮に障害認定日において障害の状態にあった場合でも、事後重症制度での手続きしか取れなくなる場合があります。最悪の場合には、時効により年金権そのものが消滅してしまうこともあります。

60歳からのライフプランセミナー (宿泊型)を開催しました



今年度60歳に達する組合員とその配偶者を対象に、60歳からの生活設計を考える機会として、「グリーンビュー立山」にて2回開催いたしました。1回目は6月27日(金)～28日(土)、2回目は7月11日(金)～12日(土)で、27名(ご夫婦5組)の方にご参加いただきました。



1日目は、『コツコツ筋活 ハツラツな未来』と題し、これからの心身の健康のため、サルコペニア予防の簡単なストレッチを交えながらご講演をいただきました。また、年金制度や健康保険などについての全体説明の後、希望者による個別年金相談では、自身の年金について理解を深めました。

2日目は、『60歳からの生活設計と資産管理』と題し、退職後の収入とかかる支出の推移や金融資産の特徴などについて説明を受け、退職後の生活のシミュレーション体験をしていただきました。



夏休みの思い出作り 親子体験学習

親子で学び、ふれあうことを目的に、8月1日(金)～2日(土)に23家族62名(親31名・小学生31名)の参加のもと、「グリーンビュー立山」と立山周辺にて開催いたしました。

初日の図画作成では、各々選択したテーマに沿って、思い思いの絵を描くことができました。子どもビンゴ大会では、ビンゴになるまでドキドキしながらみんなで楽しい時間を過ごしました。

二日目の立山散策では、天狗平から室堂を目指すコースと室堂山(展望台)を目指すコースにわかれて活動しました。グループごとにナチュラルリストの方々から高山植物や立山の魅力を教えてもらい、それぞれの目的地を目指しました。活動中は天気にも恵まれ、立山の大自然に触れる素晴らしい機会となり、夏休みの楽しい思い出ができました。



ミドルライフプランセミナーを開催しました

35歳以上55歳未満の組合員を対象に、心身の健康保持と生涯生活設計を支援することを目的としたミドルライフプランセミナーを、8月27日(水)に富山県市町村会館にて開催し、35名の方にご参加いただきました。

～内容～

年金の説明	「年金制度の説明やねんきん定期便の見方等について」	共済組合年金福祉課職員
心の健康について	『ミドル世代の「心の健康」のために』	北陸予防医学協会
生涯生活設計	「ライフプランと資産管理の基礎知識」	野村證券株式会社



－参加者の声－ (受講者アンケートより抜粋)

- ・退職までしばらく期間があるうちに、このようなセミナーを受講できるのはありがたい。
- ・年金や投資の話は、内容が難しかった。
- ・年金額など予定金額が見えてきて安心した。



参加者募集

「冬のリフレッシュサービス」のお知らせ

冬場の運動不足の解消や心身のリフレッシュを図るため、保養所に宿泊された方に期間限定でアクティビティ体験の無料券を進呈いたします。

詳細は、募集時にご案内します。所属所担当課を通じてのお申し込みとなります。

1 実施期間 令和8年1月23日(金)～2月8日(日) (2月3日～5日はグリーンビュー立山が休館のため除く)

2 参加対象者 組合員及びその家族 (小学生以上)

※参加者の中に宿泊日時点に本組合の組合員又は被扶養者が1名以上含まれること。

※実施期間内にグリーンビュー立山にご宿泊される方。

宿泊チェックイン時に①マイナポータルの健康保険証資格情報画面、②資格情報のお知らせ(資格情報通知書)又は、③資格確認書の提示をお願いします。

3 体験内容 次のいずれかの引換券を宿泊人数分進呈します。



- ①ウインタースポーツコース (富山市原55)
立山山麓スキー場らいちょうバレーエリア リフト券【4時間券】
- ②絵付け体験コース (中新川郡立山町瀬戸新31) 電話076-462-3929
越中陶の里「陶農館」にて皿の絵付け体験
※陶農館の定休日は毎週火曜日です。



引換券は、実施期間内に1回のみ無料でご利用できます。

4 体験費用 体験にかかる①参加人数分のリフト券代又は②参加人数分の絵付け体験費用について、当組合で負担します。

※グリーンビュー立山の宿泊料金は自己負担となります。

メンタルヘルスカウンセリング

面談 (オンライン面談も選べます)・電話・Web から選択し、専門カウンセラーによるカウンセリングが受けられます。

専用ダイヤル * * * * - * * * - * * * (通話料無料)

専用ダイヤルに電話し、自動音声ガイドに従い、**利用したいサービスの番号を選んで**ください。
(日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/4)はお休みです。)



サービス番号② 面談カウンセリングの予約 予約受付 月～土 10:00～20:00 対面とオンライン合わせて1人年間5回まで無料で面談カウンセリングが受けられます。

サービス番号③ 電話カウンセリング 相談受付 月～土 10:00～22:00 1日1回20分程度が目安で、何度でもご利用いただけます。

サービス番号④ 電話カウンセリングの予約 予約受付 月～土 10:00～18:00 翌日以降の電話カウンセリングをあらかじめ予約できます。

◎Web によるカウンセリングを利用する場合は、
Web 相談 URL <https://www.mh-c.jp/> (インターネットへの接続料は相談者負担)へアクセスし、ログイン番号 * * * * を入力してください。受付は24時間、返信は数日を要します。

共済貯金の払戻日予定表 (年利1.0%)

* 貯金払戻・解約請求書は、各市町村等共済組合事務担当課を通して、締切日の午前中までに共済組合**必着**とします。(各市町村等共済事務担当課で締切日を設けてありますのでご確認ください。)

* 払戻金額は1,000円単位です。

* 所定の「貯金振込依頼書」により「臨時積立」として随時任意額 (10,000円単位) を積立できます。

ATM、ネットバンキング、郵便局からの振込はできません。ご注意ください。

◀ (●印は払戻日、□印は請求書の提出締切日)

10月							11月							12月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
							30														

★[R 7年4月～R 8年3月の払戻日予定表]は共済組合ホームページ (<https://www.toyama-ctvkyo.or.jp/>) をご覧ください。

* 新規申込は随時受付けています。各市町村等共済組合事務担当課へお問合せください。

「くらしの傷害保険」加入募集のご案内

<保険期間:2026年1月1日午後4時~1年間>

「くらしの傷害保険」の新規・更新加入の募集時期となりました。この保険には『日常生活補償プラン』と『ゴルファー補償プラン』があり、組合員だけでなく、ご家族の方も補償の対象とできる傷害総合保険で、公務中や日常生活、自転車運転中、スキー・ゴルフなどのスポーツ中におけるほとんどのケガを対象としております。未加入の方は、ぜひこの機会にご検討くださいますようお願いいたします。

**団体割引
20%**

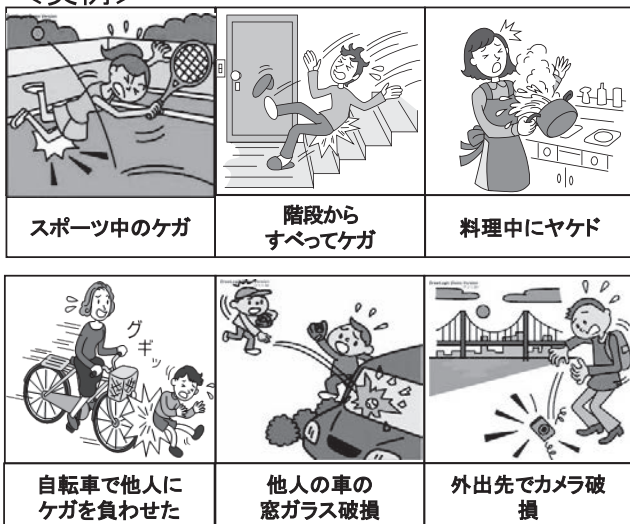
傷害総合保険(日常生活補償プラン)
(個人賠償責任特約セット、個人型・家族型)

ケガ(傷害)による死亡・後遺障害・入院・手術・通院、個人賠償責任、携行品損害を補償します。

(保険料例(日常生活補償プラン))

[保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、一時払]

<実例>



※2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

※保険料のお支払いは年一回の口座振替による引落しです。

型名	個人型	家族型	
コース名	A	D	
保険料(年払一括)	13,450円	35,990円	
死亡・後遺障害 保険金額	265万円	本人	153万円
		配偶者	100万円
		その他の親族	100万円
入院保険金 日額	3,000円	本人	3,000円
		配偶者	3,000円
		その他の親族	3,000円
手術保険金	入院中に受けた手術=入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術=入院保険金日額の5倍		
通院保険金 日額	2,000円	本人	2,000円
		配偶者	2,000円
		その他の親族	2,000円
個人賠償 責任補償	1億円(自己負担なし)		
携行品 損害	20万円 (自己負担額 1事故につき3,000円)		

★「日常生活補償プラン」の他に、「ホールインワン・アルバトロス費用」も補償する「ゴルファー補償プラン」もご用意しております。

・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

ご加入・ご検討にあたっては、下記のお問い合わせ先までご照会下さい。パンフレットをご郵送させていただきます。

- 申込締切日 : 2025年12月5日(金)
- 保険期間 : 2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで
- 保険契約者 : 富山県市町村職員共済組合
- 加入対象者 : 富山県市町村職員共済組合の組合員ご本人
- 被保険者 : 富山県市町村職員共済組合の組合員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方
【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

-お問い合わせ先-

● 取扱代理店 有限会社富山共済サービス(富山県市町村職員共済組合 保険事務取扱)
〒930-0871 富山市下野995-3 TEL:076-444-7930 FAX:076-444-7931
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 富山支店法人支社
〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル3F TEL:050-3788-5329 (平日午前9時から午後5時まで)

こちらは、概要を説明したものです。詳しい内容については、ご請求いただいたパンフレットをご覧のうえ、お問い合わせ先までご照会ください。

(SJ25-04436 2025/07/15)

グリーンビュー立山からのお知らせ

今回の「特別クーポン券」の利用期間は秋、冬です

利用期間 令和7年11月1日(土)～令和8年1月31日(土)まで [年末年始:12月27日～1月3日を除く]

当館へご宿泊の際に、本ページに掲載の「秋・冬限定特別クーポン券」を切り取ってお持ちくださいますとお得な割引が受けられます。11月・12月・1月の「特選かに会席」でのご使用もできます。

平日利用がもっとお得に「平日割引加算クーポン券」ご提供!

利用期間 令和7年11月2日(日)～令和8年1月30日(金)までの平日期間 [年末年始:12月27日～1月3日を除く]

組合員及びそのご家族の皆様は、平日に、「宿泊利用助成券」5,000円引きと「秋・冬限定特別クーポン券」2,000円引きと「平日割引加算クーポン券」1,000円引きを併せてご利用されると、通常料金から8,000円引き(大人)となります。

季節限定特別プラン【秋・冬の特選会席】

まさに今が旬! 秋の味覚の王様「特選松茸会席」と、毎年好評のきときとな蟹をふんだんに使用した「特選かに会席」をご用意いたしました。この機会にぜひご賞味あれ!

秋限定(9月・10月)【特選松茸会席】



料理写真はイメージです

冬限定(11月～2月)【特選かに会席】

[年末年始:12月30日～1月3日を除く]



料理写真はイメージです

大人:平日 1泊2食フリードリンク付(税込み) **12,100円～**

大人:土曜・祝前日 1泊2食フリードリンク付(税込み) **15,300円～**

※上記金額は「宿泊利用助成券」「秋・冬限定特別クーポン券」「平日割引加算クーポン券」を利用し、1部屋(和室8畳)2名様でご宿泊いただいた金額です。お部屋のタイプやご利用人数によって料金が異なります。

スタッフ一同、皆様のお越しを心からお待ちしております。

グリーンビュー立山 秋・冬限定特別クーポン券

有効期間 令和7年11月1日(土)～令和8年1月31日(土)まで
[年末年始:令和7年12月27日～令和8年1月3日を除く]

助成金額 (お一人様)
2,000円 (大人)
1,000円 (小学生)

利用年月日 令和 年 月 日

助成金額 2,000円× 人= 円
1,000円× 人= 円

所属所名 組合員氏名

グリーンビュー立山 平日割引加算クーポン券

有効期間 令和7年11月2日(日)～令和8年1月30日(金)までの平日
[年末年始:令和7年12月27日～令和8年1月3日を除く]

助成金額 (お一人様) 1,000円 (大人のみ)

利用年月日 令和 年 月 日

助成金額 1,000円× 人= 円

所属所名 組合員氏名

- 宿泊利用のみ使用できます。
- 組合員およびその家族のみ使用できます。
- 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。
- 本券1枚で8名様までご利用できます。
- 通常の「利用助成券」と併用できます。
- 75歳以上の組合員は宿泊利用助成券・本券をご利用できません。

富山県市町村職員共済組合



- 平日宿泊利用のみ使用できます。(土曜日、祝前日使用不可)
- 組合員およびその家族のみ使用できます。
- 本券をチェックイン時にフロントに提出してください。
- 本券1枚で8名様までご利用できます。
- 通常の「利用助成券」「秋・冬限定特別クーポン券」と併用できます。
- 75歳以上の組合員は宿泊利用助成券・本券をご利用できません。

富山県市町村職員共済組合

